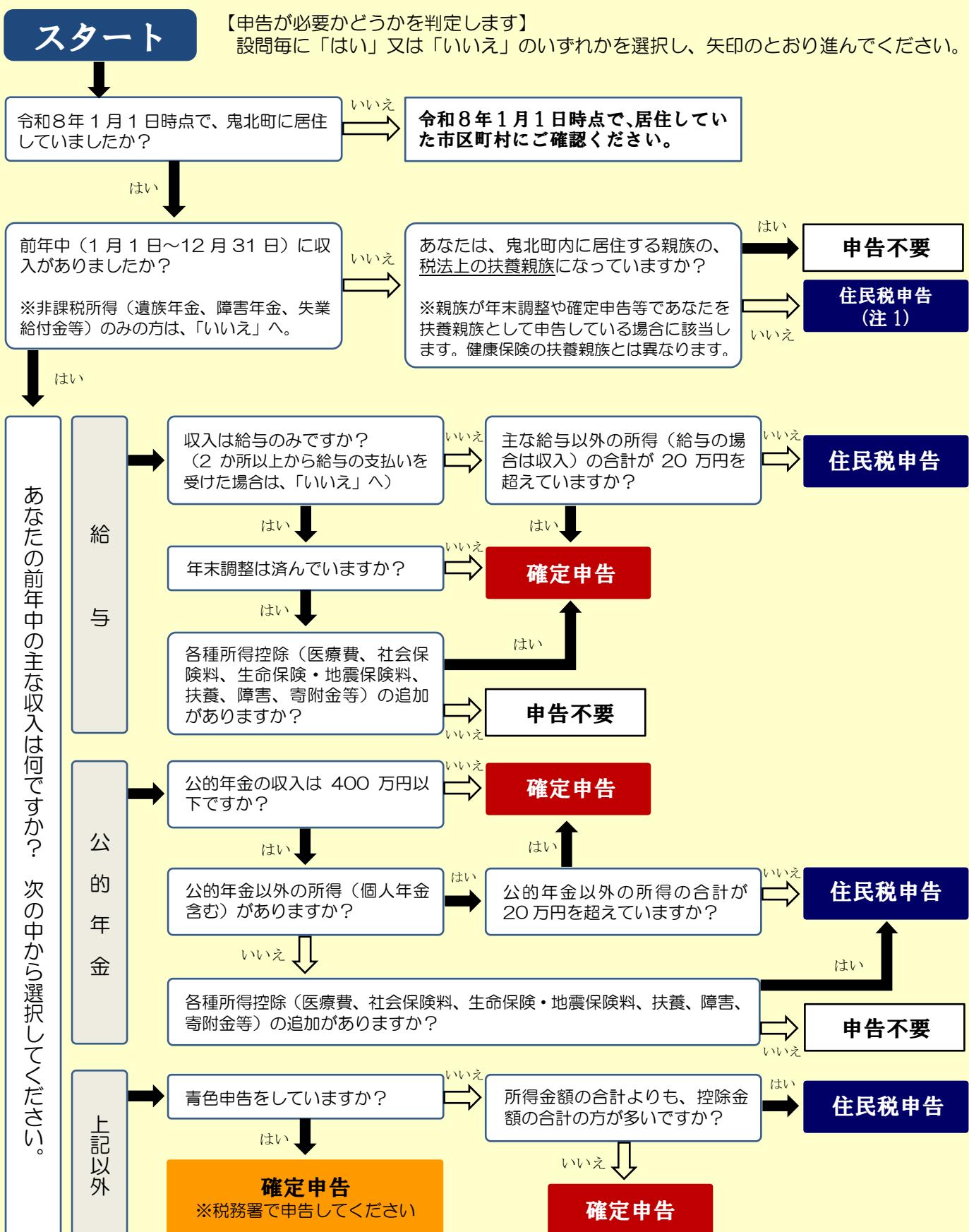


申告要否判定フローチャート



注1 国民健康保険等に加入されている方、各種公的支援・給付（教育・保育・福祉・医療等）の適用を受ける方、課税（所得）証明書等が必要な方などは、町県民税の申告（所得がない旨の申告）が必要となる場合があります。

上記は簡易的な判定となります。収入が複数ある場合や源泉徴収所得税の有無、所得及び控除金額などの個別状況により、上記判定と結果が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。